

第2章 詳細設計・入札

4. 入札参加資格事前審査（P/Q）及び入札公告（公示）

JICA では、標準的な公告例（英語）をはじめとした入札書式を以下の JICA Web サイトの入札で公表していますので、この書式を利用することをお勧めします。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/nyusatsu/nyusatsu_j.html

本入札参加資格事前審査及び入札公告（公示）以降については、無償資金協力事業を前提とした具体的な調達手続きが対外的に公表されることから、コンサルタント契約の認証（同意）だけでなく、入札の前提となる条件、特に相手国負担事項が適切に履行されていることが必要となります。

（1）入札参加資格事前審査

調達ガイドラインにおいては、大規模または複雑な業務、特注設備及び特殊役務の調達契約に対しては、当該契約を請け負うにあたり必要となる資格条件を設定し、入札参加者に事前資格審査（P/Q：Prequalification）を実施する制限付一般競争入札を実施することが可能とされています。特に、施設建設案件の工事請負契約の場合は、入札参加者の経験・技術力や財務状況が案件遂行に大きな影響を及ぼしますので、P/Qを実施します。

P/Q については以下のとおり、A と B の2つのパターンがあります。競争性の観点から基本的には申告制（海外工事实績、類似工事实績、技術者数については評価しない）の B パターンの適用を検討し、特定工事（大規模または特殊工法を含む）施設建設案件については A パターンを適用しています。また、特定工事施設建設案件でなくとも特に評価が必要と認められる項目がある案件は、当該項目については A パターンを適用し評価を行うこととなります。当該案件がこれに該当するかについては、その都度コンサルタントが発注者と相談の上、設定し、必要に応じ JICA に事前相談することとします（最終的に、JICA は、PQ 審査案の確認（2016 年 1 月調達ガイドラインでは、確認・同意手続にて確認します）。

A パターン

特定工事（大規模または特殊工法を含む）の施設建設案件の場合は、企業形態、財務状況の条件に加えて、海外工事实績、類似工事实績及び技術者数について、「過去 10 年間に〇〇億円以上の海外での工事实績が△△件以上あること」等の条件を設定します。

B パターン

企業形態と財務状況については上記 A パターンと同様ですが、海外工事实績、類似工事实績及び技術者数については、「海外工事实績がある場合はその工事实績を記載すること」という、申告制（評価しない）とします。

2015年4月調達ガイドライン以前

コンサルタントは、P/Q基準（案）を作成し、基準設定の根拠、公示新聞名、想定される有資格者数について、今後の入札スケジュールと併せ、JICAの確認を得ることとなります。JICAは、P/Q基準の設定が適正であるか、必要以上に制限が設けられ、競争性が阻害されていないかを確認します。

資機材案件（機材ポーションのある施設建設案件を含む）の支店条項（アフターサービスを考慮し、入札参加予定者が当該被援助国内もしくは周辺国に支店等を有することを、入札参加要件とすること）は、原則として、競争性向上の観点から撤廃しています。ただし、この要件の必要性が高い案件は、コンサルタントが施主と相談し、JICAの確認を得たうえで、個別に定めるものとします。

2016年1月調達ガイドライン

P/Q（案）については、P/Q公告前にJICAの確認・同意を得る必要があります。具体的には、P/Q公告案及びP/Q審査書類案を添付し、基準設定の根拠等の上記情報とともに、審査基準の内容を提出する必要があります。

(2) P/Q 基準（案）作成時の留意事項

1) 過度な資格制限を設定しない。

P/Qは入札者数を”絞り込む”ことを意図としたものではなく、案件実施のために必要となる業務遂行能力等を持ち得ない業者が入札に参加することのないように、参加の資格を満たしているか否かを審査するものです。したがって、契約の性質または目的上やむを得ない場合を除き、P/Q基準の設定に際しては、十分な競争性が確保されるよう考慮する必要があります。

2) P/Q基準を満たす業者数を想定する。

作成されたP/Q基準（案）を用いた場合、特にAパターンの場合は参加可能となる業者数を想定し、適正な競争性が確保できるか検討します。

3) P/Q基準項目は次の5項目とします。ただし、これ以外の項目を加えることが必要不可欠と判断される特殊な場合は、JICAにも確認してください。

ア. 企業形態：適格性（日本法人を含む）。

イ. 財務状況

ウ. 海外での工事实績

エ. 類似工事实績

オ. 技術者数

4) 共同企業体

すべての施設建設ロットにおいて、建設業者間、施設と機材の混合ロットにおいては建設業者と商社あるいはメーカーによる共同企業体（JV）を結成することを原則として許容することとします（「2016年1月調達ガイドライン」では、機材調達ロットも含めて、この点を明記しました）。

なお、2010年10月に施設建設ロットの共同企業体の扱いについて以下のとおり整理しています。

ア. 審査基準を以下の類型に区分し明示しています。

（例示していない項目も全て①～③のいずれかに区分する）。

- ① 構成員が共通し個別に満たすべきもの
企業形態、財務状況、技術者数¹
- ② 同企業体全体で満たすべきもの（構成員の一部のみが満たす場合も含め合算）
海外での工事实績、類似工事实績（工事内容等から判断し共通し個別に満たすべきものとする可）
- ③ 共同企業体の構成に関するもの：
構成社数（3社まで）、代表者（出資又は工事分担が最大の構成員）、最低限度出資比率（構成員それぞれが均等割りの6/10以上）
※最低限度出資比率は、例えば、3社の共同企業体であれば各社6/30（3等分の6/10）以上、2社であれば各社6/20（2等分の6/10）以上となります。

イ. P/Q以降の共同企業体の構成変更を認めます。

以下の条件を全て満たす場合は、P/Q以降の共同企業体の新規結成・構成変更を認めます（当初P/Qでは構成員でなかった者や当初P/Qで単独あるいは共同企業体として失格となった者の追加を含む）。ただし、入札図書が購入できるのはP/Qに合格した企業だけというルールはこれまでと同じです。

- ① 新共同企業体がP/Qの基準（上記ア. の①～③）を満たす
- ② この変更が競争を阻害しないと発注者が同意する（発注者から同意書を取付ける）
- ③ 構成者の自由意志による（応札者の申告書を取り付ける）
- ④ 入札図書に明記する共同企業体構成変更申請期限までに申し出る
（何らかの事情で構成の変更を認めない場合はその旨をP/Q公示に明記する）
（変更申請期限については、発注者の同意取付、JICA側の確認・同意等の期間を考慮して設定する）

¹ 技術者については、案件内容に応じ、②共同企業体全体で満たすべきもの（構成員の一部のみが満たす場合も含め合算）として取扱う可とします。

(3) P/Q 審査結果

P/Q基準を満たす社はすべて入札参加資格ありと判断します。

2015年4月調達ガイドライン以前

P/Q審査結果について、結果を応募企業へ通知する前に、JICAの確認を終えてください。

2016年1月調達ガイドライン

P/Q審査結果について、結果を応募企業へ通知する前に、JICAの確認及び同意手続きを終えてください。

(4) P/Q 公告及び入札公告（案）作成時の留意事項

公告の目的は、無償資金協力事業の入札を新聞等により公表し、入札参加有資格者を広く募ることにあります。このため、公告にあたっては、入札資格を有するすべての業者が入札に参加する機会が得られるように、各種の事情を勘案して最も妥当な方法を採用する必要があります。なお、JICAによる措置の対象となっている企業については、P/Q審査を含む入札手続きから排除されます。

以下のJICAウェブサイトの入札に、標準的な公告例（英語）を示していますので、この書式を利用することをお勧めします。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/nyusatsu/nyusatsu_j.html

1) 施設案件のP/Q公告の例

①Aパターン：特定工事（大規模または特殊工法を含む）の施設建設案件²の公告例

1. 案件名（G/A署名日、無償資金協力への言及を含む）
2. 案件概要
3. 案件実施機関名、連絡先（担当コンサルタント名、連絡先）
4. P/Q申請書の配布場所および日時
5. 競争に参加する者に必要な資格

（1）企業形態

G/Aに定義された日本法人であること。外国為替及び外国貿易法（1949年、法律第228号）の第26条第一項に掲げる各号のいずれかに該当する法人は日本法人とはみなされない。

建設業法による特定建設業の許可を得た業者であること。

（2）財務状況

健全であること。会社更生法又は民事再生法の適用を申請中でないこと（但し、

² 当該案件が大規模または特殊工法を含む案件であるかどうかはその都度コンサルタントがJICAと相談の上、判断することとします。

更正手続または再生手続開始の決定を受けているものを除く）。

(3) 海外での工事实績

過去10年間に〇〇億円以上の一般建設工事（下請けも含む）を△△件以上行っていること。または、過去10年間に一般建設工事（下請けも含む）の総工事出来高が〇〇億円以上であること。

(4) 類似工事实績

国内、海外を問わず、過去10年間に〇〇億円以上の類似工事（下請け工事も含む）を△△件以上行っていること。

(5) 技術者数

十分な経験および資格を有する技術者が〇〇人以上いること。

注1：建設業者間または資機材調達が含まれる場合には建設業者と商社/メーカーとのJVを認めます。

注2：契約に際し、履行保証ボンドが必要となります。同ボンドは契約時に提出していただきます。

②Bパターン：上記①以外の一般施設建設案件の公告例

1.～4. Aパターンと同様。

5. 競争に参加する者に必要な資格

(1)～(2) Aパターンと同様。

(3) 海外での工事实績

下請け工事も含み、実績がある場合は応札書類に記載のこと。また、関連会社や子会社等の実績があればそれを明記してください。

→実績の提出は求めるが、審査対象とはしない。審査対象とする場合には、当該項目についてはAパターンを適用ください。

(4) 類似工事实績

国内外を問わず、下請け工事を含む類似工事实績がある場合は応札書類に記載してください。

→実績の提出は求めるが、審査対象とはしない。審査対象とする場合には、当該項目についてはAパターンを適用ください。

(5) 技術者数

貴社が保有する技術者数と専門分野（有資格者）を記載してください。

→技術者数の提出は求めるが、審査対象とはしない。審査対象とする場合には、当該項目についてはAパターンを適用ください。

注1：建設業者間または資機材調達が含まれる場合には建設業者と商社/メーカーのJVを認めます。

注2：契約に際し、履行保証ボンドが必要となります。同ボンドは契約時に提出していただきます。

2) 資機材案件の入札公告の例

1. 案件名 (G/A署名日、無償資金協力への言及を含む)
2. 案件概要
3. 案件実施機関名、連絡先 (担当コンサルタント名、連絡先)
4. 入札図書の配布場所および日時
5. 競争に参加する者に必要な資格

G/Aに定義された日本法人であること。外国為替及び外国貿易法(1949年、法律第228号)の第26条第一項に掲げる各号のいずれかに該当する法人は日本法人とはみなされない。

(例) 商社、商社及びメーカー、メーカー

2016年1月調達ガイドライン

上記に加え、調達ガイドラインの改訂に伴い、利益相反、共同企業体の扱い(施設、機材案件ともに原則許容)の明確化を反映し、P/Q及び入札公告例を改訂しています。

3) 公告(案)を作成する時の留意点

① 公告を掲載する新聞社について

新聞公告を行う際には、入札参加有資格者を広く求めるべく、広く発行されている新聞を利用することが一般的です。ただし、特定の新聞でなければならないということはなく、入札資格を有するすべての企業が事前に知る機会を持ち、できるだけ多くの企業が入札に参加できるように配慮する必要があります。

② 公告期間、複数紙への掲載、公告時期について

公告は通常1日、入札参加有資格者をより広く求めることが必要な場合には、公告を2日間(以上)にわたり掲載する、または複数紙への掲載を行う方法も取り得ますので、その必要性を検討ください。また、公告時期は、休日が集中する時期を避ける(入札参加有資格者を広く求めることとならないため)等に留意してください。

③ 公示言語(和文の併記)

公告はG/Aで使用されている言語で作成される必要がありますが、広く本邦業者へ周知されるよう、少なくとも冒頭部分には最低限和文で国名、被援助国実施機関名、案件名、公告内容、事業内容を簡潔に記すようにしてください。

④ 入札スケジュールについて

コンサルタントは、公告(案)作成にあたり、入札スケジュールについてもあらかじめ、JICAに確認を求めておく必要があります。

この時、検討すべき主な項目は以下のとおりです。

- a) P/Q公告日
- b) P/Q公告新聞名
- c) P/Q書類の配布日
- d) P/Q書類提出の締切日時
- e) P/Q結果報告予定日
- f) 入札公告新聞名 (P/Q審査を行わない案件のみ)
- g) 入札図書配布予定日
- h) 質問受付期限
- i) 質問に対する回答期限・アデнда期限
- j) 入札予定日
- k) 契約予定日

P/Qを行う案件の場合

l) 予備的経費試行対象案件の場合は、予備的経費試行対象であることを記載
 なお、P/Q書類配布日は、P/Q公告当日を含め最低3営業日（土、日、祝日を除く）を確保することが望まれます。また、P/Q書類の配布終了日翌日からP/Q書類提出の締切りまで最低3営業日（土、日、祝日を除く）確保することが望まれます。特に、案件等においては、適切な期間が確保されるよう期間設定を検討して下さい。

入札図書配布予定日から入札予定日に至る期間に関しては、基本的には最低45日を目途としています（予備的経費試行導入案件については60日）。

2016年1月調達ガイドライン

一部案件（施設案件、多数品目・複雑な機材調達案件、大規模据付を伴う機材調達案件）の入札期間を60日とします。

⑤ JICAホームページへの掲載について

入札公告（P/Q公告を含む）は、新聞掲載と並行してJICAホームページ（<http://www.jica.go.jp/chotatsu/musho/>）にも掲載します。コンサルタントは、JICAからP/Q公告（案）または入札公告（案）に係る確認完了又は同意の連絡を受けた後、資金協力業務部計画・調整課宛以下のとおり提出してください。なお、ホームページには以下の免責条項が掲載されます。データを提出したコンサルタントは免責条項の内容につき同意したものとみなされますので、留意ください。

【免責事項】

以下に掲げる情報は、無償資金協力案件にかかる入札事前資格審査公示・入札公示のために被援助国政府実施機関が本邦コンサルタントの支援を得て作成した入札公告を、当該コンサルタントから情報提供を得たままの形で掲載するものです。したがって、公示対象無償資金協力案件が漏れなく掲載されていることや、掲載内容が正確であることについてはJICAとして保証しかねますので、ご留意ください。また、利用者各位がこのサイト情報を利用することあるいはこのサイト情報を利用できな

かったことによって生じるいかなる損害についても、JICAは責任を負いません。本サイト掲載情報については、念のため本件公告掲載新聞各紙をご確認ください。

なお、公示内容についての照会は、JICAではお答えしかねますので、各入札公告に記載されている各案件の担当コンサルタントまでお願いいたします。

ア. 提出物：P/Q公告案又は入札公告案の新聞掲載原稿データ

原稿の冒頭 1 行目に日本語で〇年〇月〇日〇〇新聞広告欄掲載と挿入する。

イ. 提出形式：PDFファイルを電子メールにて送信する。

PDFの印刷時のサイズはA4縦としてください。

拡大しないと文字が読めないものも不可とさせていただきます。

ウ. 提出宛先：To: JICA資金協力業務部 計画・調整課 (glitco@jica.go.jp)

cc: (必須) 資金協力業務部 各実施監理課担当者

エ. 差出人：データの提出は必ず契約コンサルタントより行なう。

(下請けコンサルタント等、契約コンサルタント以外からの提出は不可)

オ. 提出時期：JICAの公告(案)確認又は同意回答後、かつ新聞掲載日の3営業日

前(土日、祝日、12/29~1/3を除く)まで(3営業日前までに提出できない場合は、計画・調整課まで電話連絡する。)

カ. 提出時の留意事項：

電子メール件名：「**国①**計画/②*月*日掲載、③*月*日掲載終了」

①案件名：無償資金協力事業の案件名。

②掲載：ホームページ掲載日。基本的には新聞掲載日と同日。

③掲載終了：P/Q書類または入札図書の配布終了日。提出期限ではない。

(なお、関心表明の締め切りを設定している場合は、その締め切りになります)

メール本文：コンサルタント名と担当者名を記載。(それ以外の記載は不要)